

違法伐採総合対策推進協議会  
第7回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG議事概要

日時：2008（平成20）年6月11日（水）15：20～16：45

場所：ユナイテッドオフィスA会議室

議事概要：

（1）平成19年度違法伐採総合対策推進事業及び第5回違法伐採総合対策推進協議会の結果について

事務局から資料にもとづき平成19年度の実施結果のなかで、証明システム普及・啓発事業について説明があった。また、資料にもとづき証明システム普及事業について、今年度の進め方の説明があった。

（2）平成20年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について

事務局から資料にもとづき平成20年度の普及事業の実施計画案についての説明があった。特に、本年6月27日に実施する「G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議」の開催概要と、6月下旬に中国の木材流通協会の全国大会で全木連から担当者を派遣して、会場で日本の合法木材証明システムについての講演を実施することが紹介された。

<主な意見、質疑>

- この事業の普及活動の対象としての国等の調達機関に対して、パンフレットやポスターの配布以外にどのような普及活動を実施したのか。  
→事務局：調達に関するアンケート調査を検証調査事業の中で行った。アンケート調査に対する回答や問い合わせなど反響が多かったことを考えるとアンケートを実施することで、調達機関の担当者のこの問題に対する認知度が上がったものと思われる。
- 普及のはじめの核となるアクターとしての国等の調達機関に対して影響を与えるために、もっと踏み込んで普及活動を進めていく必要がある。
- 木材業界から見れば、調達担当者はお客さんの立場である。あまり強く言うと、証明書等が必要ない他の資材に切り替えてしまうことにもなり、木材自体の利用を減らしてしまう恐れもある。
- 林野庁で実施している他の補助事業について、そこで使われる木材は合法性が証明された木材であること、という条件を補助対象の要件とするなどして普及促進に努めていただきたい。
- 過去2回の国際セミナーと今度実施する円卓会議では開催の時期がだいぶ異なるが、サミットにあわせるという意味でこの時期になったのか。

- 事務局：7月の洞爺湖サミットに合わせた行事として実施するもの。また、**GLOBE INTERNATIONAL**の会合が円卓会議の翌日から開催され、会場も同じところを使用するので、前回の国際セミナーのように多くの人に来てもらったり展示ブースを作ることはできない。
- 事例調査WGの調査結果の普及は、この事業に入るのか。
- 事務局：既存の大きな展示会（エコプロダクツ展など）に出展する形でそこでミニセミナーをやったり、フェアウッドキャンペーンが行うセミナーにも協力をお願いする形で実施していきたいと考えている。
- 買ってもらう人を増やすためにも、一般の人にも普及をしていく必要がある。現在でも合法木材ナビには消費者向けとしての情報が掲載されているが、内容が難しすぎて一般の人にはわからないのではないか。
- 確実な購買者だけでなく、将来の利用者、本来の意味での一般の人たちの関心をどのように喚起していくのが重要となる。そういう人たちが実際に行動を起こすときに役立つ情報源となる必要がある。
- 一般の人が木材製品を目にする場所といえば、まず町のホームセンターが考えられる。そういうところに行ってみても、今は国産材という表示すらないところも多い。そうしたところに表示してもらうよう働きかけることも必要。
- 現時点では、合法木材推進マークは木材製品には表示できないことになっているが、福井県の県森連では実際に合法木材マークをつくって独自に製品に表示して販売している。
- 独自のマークを作って自分たちの責任において表示するならかまわないが、この制度の中で全木連が制定した推進マークを製品につけてその合法性を全木連が責任を持つということとはできない。
- 紙製品について言えば、製品の種類も多く事務手続きも膨大なものになるので、現時点では自ら合法製品のマークをつけて販売することには慎重である。
- 現行のシステムの中で、誰が責任を持って表示していくのかは、議論して明確にする必要がある。
- 書類で製品の合法性を確認できるが、製品そのものにマークがついていれば買うほうはわかりやすい。建築業界では、コンパネはいろいろな種類があって買うときにすべての製品の合法性を書類でチェックすることは難しい。JAS規格のマークのように合法マークはそれをつけた人が責任を持つということであれば、マークがついていたほうが良い。
- その製品が本当に合法性が確保されているのかの区別が難しいという特性が合法証明にはある。品質と合法性を同列で考えることはできない。
- 品質をあらわす**JAS**マークと合法性をあらわす合法マークは性質が違う。
- 非合法的なものを排除する手段としては、マークをつけることはベストではな

くてもベターな方法ではないか。

- 合法マークをつけると、森林が守られるということには必ずしもつながらない。持続可能な森林ということを念頭に置かないといけない。合法なら森林が必ず守られるかという、そう簡単に言えないと思う。
- マークがついていれば環境にいいと考えてしまう消費者も多い。このマークがついていれば、どこから来た木材なのかトレースできるということがはっきりしていればいいのではないか。マークの意味をはっきりする必要がある。

### (3) その他

事務局から6月27日のGoho-wood円卓会議について説明があり、「この委員会の委員の方にもご案内をお送りしているところ。ぜひご参加いただきたい。」との話しがあった。

—了—